

今のはち是の經二卷なりといふことを。会を設け講き読みて、ますます因果を信ひ、殷懃に誦み持つこと昼夜息まず。噫呼、奇しきかな。涅槃經に云ふが如し「もし見る人善を行はば、名夫人に見れ、惡を行はば、名地獄に見れる」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

あ
悲しき夢に依り至誠心をもちて經を誦ましめて奇しき表を示し命を全くすること得る縁 第二十

大和國添上郡山村里に、ひとりお四に女有り。嫁きて一の子を生む。智は官に県の主宰に遣さる。因りて妻子を率て任けらるる国に至り、歳余を経たり。ただし妻の母は土に留り家を守る。儻に女の為に夢に悲しき瑞相を見、すなはち驚き恐りて念はく「女の為に経を誦ましめむ」とおもふ。而れども家貧しきに依りて敢てすること得ず。心の念に勝へずして、自分が著たる衣を脱ぎ、洗ひ淨め、擎げ奉として経を誦ましむ。然れども凶しき夢の相またなほ重ねて現る。母ますます心恐りて、また著たる裳を脱ぎ、淨洒めて先の如くして経を誦ましむ。女は任けらるる県の

國司の館に在り。生める子は館の庭の中に遊び、母は屋の裏に居る。一の子七の僧有りて屋の上に坐て経を読むを見る。二の子母に白して言さく「屋の上に七軀の法師在りて経を読む。遙に出でて見るべし」とまうす。彼の経を読む音蜂の集り鳴くが如し。母聞きて怪び、起ちて後屋より出づ。すなはち当に居たる處の壁仆る。また七の法師忽然に見えず。女大に恐り怪び、自づから心の内に念はく「天地吾れを助けて壁に圧はれず」とおもふ。後に家を守る母、使を遣りて到り問はしめ、凶しき夢の状を陳べ、経を誦ましめたる事を伝ふ。女母の伝ふる状を聞き、大に怖りて心通ひ、ますます三宝を信ふ。すなはち知る、誦經の力と三宝の護念とを。

一ノ
諾樂京の東山に、一の寺有り。号けて金鷲と曰ふ。金鷲優婆塞斯の山寺に住む。故に以ちて字とす。今東大寺と成る。いまだ大寺を造らざる時に、聖武天皇の御世に、金鷲行者常に住みて道を修ふ。其の山寺に一の執金剛神の縁 第二十一

一ノ
堀の神王の蹲光を放ちて奇しき表を示し現報を得る

一大般涅槃經・師子吼菩薩品。上巻二十七縁に法十二に引用。
二「至誠心」(觀無量壽經)。中巻六縁にもみえる。他に例を見ない語であり、その意味は正確にはわからない。「丈母」の語と関係あるか。
三奈良市山町あたり。中巻四十二縁にもこの語がみえられる。他に例を見ない語であり、その意味は正確にはわからない。「丈母」の語と関係あるか。
四原文「長母」。中巻四十二縁にもこの語がみえる。他に例を見ない語であり、その意味は正確にはわからない。「丈母」の語と関係あるか。
五國司。(県)が下文のように「任けらるる國」を意味する例に、土佐日記「県の四年五年はてて」がある。

六どの国であるかは未詳。任国を特定できる記述は本説話には含まれていない。國司の任期は通常四年とされた(統紀・慶雲三年(703)二月十六日格)。原文見「瑞相」。瑞相は善いしるしを意味するばいも、悪いしるしを意味するばいもある。後代の方丈記にも「世ノ乱ル、瑞相」の例がみえる。表現を夢見「瑞相」「凶夢相」(凶夢状)と変化させている。

九僧を請して誦経してもらうといふことができない。布施する物が無かつたのである。三衣を僧への布施として、僧に誦経してもらった。本説話の標題に「使誦經」とあることより推して、長母が自分で誦経したのではなく僧に誦経してもらったと考える。下文に、多く僧「しむ」を補説した。布施する物を持たない貧人

が自分の衣服を施した例に、賢愚經・五貧人夫婦艶施得現報品、現報當受經、などがある。

二まず衣、次に裳、という例は中巻八縁。

三ここで政務を執つたのではない。國司の生活する建造物に守館、介館、などの「館」があつた。

三「七」という数字は誦経した經の巻数にかかる。建物が崩壊した例に、搜神記・三・夏侯漢、同・三・費孝先、敦煌本搜神記・劉安、などがある。

六上巻二十三縁に「天知地知」、中巻三縁に「仰天哭願」とみえる。いずれも母と子の説話である。

七、などにみえる。

八「金鐘寺」(東大寺要錄・四)ともいう。未詳。日本書紀・天武天皇十四年(666)十月八日条にみえる「優婆塞益田直金鐘」を擬する説。本書で「行者」と称されているのは優婆塞。

九扶桑略記・天平二十二年(699)条に書承。七・中巻十三縁。

一ノ
執金剛(不空禪陀羅尼經)。「執金剛神王」という表現は、大品般若經・十七、大智度論・七十

壇像を居く。行者神王の躰に縄を繋けて引きて願ひ、昼夜懃はず。時に躰より光を放ち、^二皇殿に至る。天皇驚き怪びて、^三使を遣りて看しめたまふ。勅信光のたまはく「何事をか求めむとする」とのたまふ。答へて曰さく「出家し仏の法のみを修學ひむと欲ふ」とまうす。勅して得度を許し、金鷲を名としたまふ。^四彼の行を譽め、^五四の事を供するに乏しきこと無し。時世人其の行を美讃めて、^六金鷲菩薩と称す。彼の光を放つ執金剛神の像は、今に東大寺に綱索堂の北の戸に立つ。贊に曰はく「善きかな、金鷲行者、信慳を東春に攢り、熟火は西秋に烜る。蹲の光は感火を扶け、人皇は驗瑞に慎む」と。誠に知る、願はば得らずといふこと無しといふは、其れ斯れを謂ふなり。

ほとけ
あかがね
みかたぬすびと
と
ほとけのもの
仏の銅の像盜人に捕られて靈しき表を示し盜人を顯す縁 第二十一

和泉国日根郡の部内に、ひとりの女血人有り。道路の辺に住み、姓名詳なづ。

天年心曲り、殺と盜とを業とし、因果を信はず。常に寺の銅を盗み、帶を作り銜して売る。聖武天皇の御世に、其の郡の尽恵寺の仏の銅の像盜人に取らる。時に路往く人有り。寺の北の路より馬に乗りて往き、声有るを聞く。叫び哭きて曰はく「痛きかな。痛きかな」といふ。路ゆく人聞きて思はく「誣めで打たしめずあらむ」とおもひて、馬を趁せて疾く前む。叫ぶ音に近くに隨ひて、やうやく失せて叫ばず。馬を留めて聞けば、ただし鍛する音のみ有り。所以に馬を前めて過ぎ往けば、却くに随ひて先の如くまた叫び呻ふ。忍びて過ぐること得ず。故にまた還来る。叫ぶ音また止みて鍛する音有り。疑はくはもし人を殺すかと、かならず異ふ心有らむとうたがひて、良久にありて徘徊り、竊を入らしめて屋の内を窺看しむれば、仏の銅の像を仰け奉りて手足を剥き缺き錠を以ちて頸を歸く。すなはち捕へ打ちて問ひていはく「何れの寺の仏の像ぞ」といふ。答へていはく「尽恵寺の仏の像なり」といふ。使を遣りて問はしむれば、実に盜めるなり。使者語を擧げて具に状を述ぶ。僧並に檀越聞きて集り來り、破かれたる仏を衛みて号び愁へて曰さく「哀なるかな。悲しきかな。我が大師や。何の過失有せばか此の賊の難を蒙りたまふ。尊き像寺に有すときは像を以ちて師とす。今滅びたまふより後には、何を以ちてか師とせ

「錠鎗」(上定音、波佐弥、又太加爾)とみえるのは多加爾(太加爾)の誤りであろう。「たがね」は金属を剪断する時に用いる工具。(のみ)の類。
「鎌」は鎌の類を示すばあいに用いられる文字であるが、たがねを意味するのは他に例をみない。

八 平気で通り過ぎることができない。

二 革帶の付属具としての巡方、丸軸、鉄具、鉈尾、などに銅が用いられた例がある（関根真隆）。

三 → 中巻十九縁。

三 未詳。

いかなる種類の仏像なのか明記されないが、下文より推測すれば枳迦牟尼仏の像か。

五 注意して、人を打つのをやめさせよう。「痛哉痛哉」を、人が打たれて声をあげているのだ、と思つたのである。

六 次第にその声がしなくなつて、叫ばなくなつた。

第二十二縁 あやしき表(いしょ)の説話。今昔物語集・十二ノ十三に書承。
二 大阪府泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町、田尻町、岬町、貝塚市、あたり。

五 飲食、湯葉、衣服、臥具(妙法蓮華經玄賛・二
木)六・
「羅索院」[法華堂]「三月堂」ともい。天平五年(733)創建[東大寺要錄・四]。原文今東大寺於蘊藻堂北戸^ノ而立也。「一に一」の文型と
して訓む。↓中巻十縁。
七信の火を東に点火し、盛んなる炎が西に燃え
あがる。東山の金驚行者の信仰が、その西に位
置する平城宮の聖武天皇に伝わる。
八執金剛神像の躰の光が火の燃え伝わるのを助
け、天皇は仏のあらわした不思議なしに恭敬
敬の気持ちをいたいた。

一悔過の作法、とする中村史の説がある。
二皇居。
三中巻二十三縁には「勅信巡夜、行於京中」とある。聖武天皇の時代に京中の夜の巡行は中衛府、左右兵衛府、の担当(令集解・宮衛令)。「みつかひ」の表記を「使」・勅信・信と変化させている。「信」が「使」の意であることは歎証に詳述。
四執金剛神像以外の仏像の存在を思わせる記述